

福岡

福祉活動専門員の

ま な

こ

社協活動前進のために

No.29・30 1991年3月発行 福岡県専門員連絡会 まなこ編集委員会

印刷 コロニー印刷

## 「十年を振り返つてみた 障害者問題の現状と課題」

穂波町社会福祉協議会  
福祉活動専門員 井上 英晴

私が穂波町社協に入つて、十年たつた。そのころでは、大学の同窓のH君一人を除き、障害者に出会つた記憶はない。下肢障害のH君と机を並べても、当時(二十数年前)障害者という言葉を思い浮かべることはなかつた。

私が障害者という言葉を口にするようになつたのは、私が社協に入つて二年あまりしたころ、考えることが苦手な人たち(いわゆる心身障害児者)の親の会づくりをこころざした。

その頃、穂波町に当事者がどこにどの位だれがいるのか(当事者すら自分の身の回りの狭い範囲でしか知らない)町全体のことは、誰も知らなかつた。それを誰

も疑問に感じていなかつた。(吉本充賜『障害者福祉へもとめ』) 社協では委員会が「時期尚早である」といい、民生課長兼務の事務局長からは「いづみ会」(精神を病む人の家族の会)があるから必要ないとしぶられた。

一九八〇年一月三十日、国連で採択された国際障害者年行動計画の中では、「障害者は、その社会の他の異なるたニーズをもつべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすに特別の困難をもつ、普通の市民と考えられるべきなのである」とうたわれている。

改めて『障害者』とは何かを確認してみると、「障害者は心身の差異のうち、その平均的状態に遠い差異をもつ不特定の人間をいう」と思えるようになりました。

「世間の目も十年前は、この子を珍しいもののように見て、連れている自分の

も疑問に感じていなかつた。(吉本充賜『障害者福祉へもとめ』) 親の会初期からの当事者の親は、当時を振り返つて、「障害児については、何も知らなかつたも同然で、邪魔に感じて、いらだつてしまつたし、夫婦喧嘩も絶えませんでした。交流といえば、病院だけでした。それが親の会に入つてから学校にもやつたし、他の障害児や親御さんと交わる中で『なんで自分が苦しむなければならないのか』から、『この子は宝だ』と思えるようになりました。」

しかし障害児者は今も学校や職場へごく当たり前に通えないでいる。子どもへの平和教育への圧迫、偏差値評価、社会の競争原理や効率優先、心身の差異への止まぬ価値づけ(差別)、行政の無理解や『安上がり福祉』追求などは、依然として障害児者を脅かしている。

国際障害者年の十年は、日本では「隔離と不平等の時代は終わつた」と云われる『障害を持つアメリカ人法』を、ついに生みださずに終わった。障害児者は日本ではまだ、『普通の市民』にはなれないでいる。

子を遠ざけるといった感じでしたが、今では声をかけてくれるし、世間に連れだしても、平気になりました。

親の会や社協やその他の団体・個人の事業、療育教室、住民とのバスハイク、一人立ち障害者の介護支援、障害者に優しいまちづくり活動などは、この十年、確かに当事者やそれにかかる人を変えていった。

しかし障害児者は今も学校や職場へごく当たり前に通えないでいる。子どもへの平和教育への圧迫、偏差値評価、社会の競争原理や効率優先、心身の差異への止まぬ価値づけ(差別)、行政の無理解や『安上がり福祉』追求などは、依然として障害児者を脅かしている。日本では「隔離と不平等の時代は終わつた」と云われる『障害を持つアメリカ人法』を、ついに生みださずに終わった。障害児者は日本ではまだ、『普通の市民』にはなれないでいる。

## 特集 その①

# 共同作業所の現状と課題

国際障害者年を機に、急速に各地で増えてきた共同作業所、現在では全国に二、三万人の障害者といわれる方々が利用している。

その背景には、絶対数の増加に加え、養護学校教育の義務制に伴う重度・重複障害児卒業生の増加・卒後対策の不備・精神病院からの退院者の受け入れ不足などがある。

そこで、本人や保護者・関係者の熱意と努力により作業所建設にいたるわけだが、これらに対する公的な援助は、わずかな補助金のみであり、多くの作業所は運営費の慢性的な不足や、職員の確保等に悩んでいる。

その解決策として法人化を進める作業所も増えつつあるが、果たして問題はないのだろうか……

共同作業所の設立並びに法人化に携わった社協担当者にその経緯と現状について語って頂きました。

国際障害者年を機に、急速に各地で増えてきた共同作業所、現在では全国に二、三万人の障害者といわれる方々が利用している。

### 法人化はしたけれど…

国際障害者年が始まってから、様々な障害者運動が盛んになってきたこと、またその前項から社協こそつての在宅福祉が叫ばれ、入浴、給食プラス簡易通所という動きがあり（大阪を中心とした関西方面では早くからその動きがあつたが）、国際障害者年を機に福岡県下でも知恵遅れの人たちの共同作業所や在宅での生活をもつと何とか出来ないものかと模索していた。

当社協でも久留米や直方での共同作業所、集まる場作りが進んで、遅ればせながら知恵遅れの人や障害を持つ人との行事を持とうと、養護学校の父母の会と一緒にレクリエーションを組んでみたり、精神薄弱者育成会の基盤強化を含めて活動を始めた。

当時は、作業所の場所もなかつたし、福祉事務所や

して共同作業所への勧誘を行つたが、作業所そのものが知られておらずまた、外に出ることが少かつたので、しばなされた。

しかしとりあえず、以前高齢者の学習用につくられたプレハブを精神薄弱者やボランティア用に使わせてもらい、そこで夏休み長期休暇中の子供たちを少しでもいいから集めて、集まる場作りをやってみようとはじめた。その当時から障害者のボランティアを少しずつ開拓して、月に二回くらい集まつて、お母さんたちと一緒に話をしたりする中で活動を始めていった。

三年くらいは社協のお抱えの活動で、できるだけ社会も障害者関係の事業を組みながら、障害者関係の事業を組むようにし、また県の育成会の行事に積極的に参加し、学習会を重ねて少しづつ輪を広げて、在宅の大人の人たちを巻き込んでいった。また育成会としてもなにかやろうと、昭和五九年に実態調査を実施された。

それをもとに家庭訪問を行つたりもした。

作業内容は、当初は新聞の折り込み広告折り、花輪の花作りをやつていたが合

様な動きがあつた。しかし親と一緒に出れる人が四人くらい出てきたので週三回の形で作業所を開所した。

当初財源は、共同募金のA枠と社協からの持出しでまかない、途中からおやつ代だけは自分たちでもとうと月会費五〇〇円を徴収するようになった。また、県費の補助枠拡大に伴い市費が入ることによつて福祉事務所も多いにかかわつてきただ。

月、水、土の週三回で実施していたので月の最後の土曜日にはお母さんたちと一緒に食事会を実施した。また、数年すると年間行事を組んで七夕会などを行つたりもした。

当社協でも久留米や直方での共同作業所、集まる場作りが進んで、遅ればせながら知恵遅れの人や障害を持つ人との行事を持とうと、養護学校の父母の会と一緒にレクリエーションを組んでみたり、精神薄弱者育成会の基盤強化を含めて活動を始めた。

当時は、作業所の場所もなかつたし、福祉事務所や

わざ農作業を始めた。始めた頃は全く鍬も使えなかつた人が一年後ぐらいにはみちがえるようになり、また収穫した野菜をみんなで食べたり、市役所で販売をしたこともあつた。

こうした活動の中で、集団の中でじわじわでもやる、時間にこだわらず自分たちのペースでやることを学んだ。

共同作業所の時代は、一日の作業内容や年間行事について自由に話し合い、親との関わりについても話しながらで進めていた。また、外部団体の支援も受けやすかつたし、地域住民へも訴えやすく、共生できた。外側の支援も多く、運営がよくなされていた。

また、地域にいた青年を指導員としてお願いし、彼を中心活動を進めた。ただ、中心的な指導員が出来たことで、親が指導者任せになってしまったので、親の参加を引き出すことに努めた。

法人化については、作業所の設立当初より財政的な問題やこの今までいいのかと言ふ疑問もあつて目標にしていた。

実際の法人化に当たっては、社会福祉協議会では、施設を持てないため別の法人を組織（そのため社協としての運動性がからめなかつたが）、資金については社協の基金を地域還元といふ形で充て、社協会長が理事長に、理事のOBが新しい法人の理事となり設立した。敷地については、市より二〇年間の無償貸与と言ふ形で譲り受けた。

施設建設については地域住民からの反対運動や様々な問題があつて、法人設立にも一年間またされることになった。地域住民の反対運動には、こちら側が毅然とした態度で接し、理解をしてもらつた。

こうして法人化することによって指導員の給与や内部組織はしっかりとしたものとなつた。

しかし、今はまだ内部組織の充実時期であろうし、これからが地域との関わりを広げて行く時期になるだろうと思う。

資金的にも安定していると思われ、外部からの支援が少なくなつた。

しかし、今はまだ内部組織の充実時期であろうし、実際に共同作業所があるが、この中でどうかが課題であろうし、いくつかが課題であろうし、実際共同作業所と社協とががつぶり四つになつて運動性を高めているところは少ないのではないかだろうか。

最後に、法人化したメリットは、職員の待遇や施設の充実などがあげられるが、そう言つたことよりも地域に根差した活動をしていくことが重要なのではないか。そしてその時に地域に根差した社協としてどうあるべきかが問われているのだと思う。

また、社協側が共同作業所をどうとらえていくかも

しかし、法人化に当たつて、組織の基盤が十分になされず、社協が全面的に後押ししたため、反面、民間性が薄れ、今までの運動性が低下した。

今までの活動や外部団体とのかかわりが法人化した時点で切れてしまい、思いが受け継がれていないと現状があり、地域に根差した活動が出来ておらず、逆に無くなつた。

また、法人化されたことによって社協と袂を分かちあつたために関係が薄れ、また認可されたことにより重度の人が自宅に残り、軽い人が施設へ入つて行くところはこれからも必要であり、いつた状態では、共同作業所は存在しなければならないと思う。

現在あちらこちらに法人化したいと努力している共同作業所があるが、この中でどうかが課題であろうし、いくつかが課題であろうし、実際共同作業所と社協とががつぶり四つになつて運動性を高めているところは少ないのではないかだろうか。

また、社協側が共同作業所をどうとらえていくかも

## 浮羽町「白鳥の会」の取り組みから

浮羽町社協 松岡 次弘

鳥の会」は、昭和47年2月に社協が、かねてから福祉問題へ当事者活動の必要を考え、当事者である親たちの主体的取り組みへの動機づけとして、心身障害児の母親を施設視察や勉強会に招待する事で参加した母親達が大きな刺激を受け、自発的にグループ作りの話し合いができる、10月に「白鳥母の会」が発足した。



鳥の会」は、昭和47年2月に社協が、かねてから福祉問題へ当事者活動の必要を考え、当事者である親たちの主体的取り組みへの動機づけとして、心身障害児の母親を施設視察や勉強会に招待する事で参加した母親達が大きな刺激を受け、自発的にグループ作りの話し合いができる、10月に「白鳥母の会」が発足した。

そして、親たちの積極的な活動意識が確認され、関係機関との話し合いや、視察・勉強会をくり返し昭和52年4月に「母の会集会所」を開いた。

進んで参加できる者を会員とする会に再組織し、関係機関との話し合いや、視察・勉強会をくり返し昭和52年4月に「母の会集会所」を開いた。

作業所では、生き甲斐を高めてゆくための生活指導と少しでも社会参加ができるような自立への希望を育てる目的で毎週月曜日から金曜日まで通つていた。

作業所では、生き甲斐を高めてゆくための生活指導と少しでも社会参加ができるような自立への希望を育てる目的で毎週月曜日から金曜日まで通つていた。

しかし、当初は自主活動も低調で、リーダーのみの活動に終始し、社協との話し合いや、視察・勉強会を重ね、昭和50年12月に自主活動グループとして、町内に居住する心身障害児及び心身障害者の母親で、活動

一九八一年、「完全参加と平等」をテーマに幕を開いた国際障害年も10年目を終えようとしています。

その間、政府を始め地方公共団体、民間の関係機関、団体等の努力もあって制度の新設や充実、環境改善また意識面においても若干の前進があつたのではないかと思われます。

現状の評価はさて置き、

## 共同作業所について

那珂川町社協 後藤 聖一

そのテーマ達成の一つの施策として全国各地に創設された共同作業所、特にそこで働く障害者の配分金について私なりの考え方述べさせていただきたいと思います。

福岡県では、平成元年度現在65ヶ所の共同作業所があると聞いていますが、研修会等でお聞きするところ

導体制はボランティアの協力が確保された事で、町の施設を借りてかねてからの申願であつた精神薄弱児者が簡易通所事業が昭和55年10月21日に開始された。この事業の実施主体は社協で、運営及び活動の主体は親の会で行い、経費は社協財源を充てた。

そして、通所対象者である町内の、在宅の精神薄弱児者の内、保護者の責任で通所できる者4名が、弁当持参で毎週月曜日から金曜日まで通つていた。

最初はなかなかうち溶けない様子だったが、日がたつにつれ学園が気に入り、そちらに行くことを通所者が決心し、作業所は昭和62

年10月30日をもって一時中止することにした。

しかし、現在でも通所したい人があれば、いつでも再開できる体制をとつており、作業所もきちんと管理している。また、定期的に親の会の会合等を作業所で行っている。

所に働く障害者の月毎の配分金が3千円から5千円程度で、中には負担金などが必要な作業所もあるようですが、働くための経費にも満たない配分金で働くなければならぬ共同作業所の現状に、私は多くの疑問を感じます。

今まで働きたくても働く場が得られなかつた障害者や家族にとつては、働く場が得られなかつた障害者ができたことだけでも大きな進歩と受けとめられている向きもあるようですが、私達福祉関係者にとつては国際障害者年のテーマの一つである『社会参加』、その条件の一つである『労働保障』を満たしただけであって、これだけで満足してはいけないと思います。そのテーマを共同作業所において少しでも実現しようとするには、障害者の適性と好み等が考慮された労働保障と『年金制度等とも考え方等が考慮された労働保障』が必要ではないかと私は考えていました。

労働者の所得保障に関する能力、勤務先、職種など、大きな違いもあり賃金、労働時間等労働条件の格差はありますが、一日汗を流せば、労働者として最低限保障されなければならぬ賃金があります。そうでなければ労働者としての尊嚴が保たれません。

そのための法律として最低賃金法があります。しかし、障害者には適用しなくても良いようになつていま

す。それは障害者の雇用拡大、特定の事業主に負担を強いらない措置として当然のこととも思いますが、そ

うであれば、それに代わる何らかの制度が必要だと思

います。現在、そのための制度として、年金制度や作業所に対する補助金制度等

制度は、それ以外のものも含まれているのでしょうか、お聞きする現状では、その

す。

労働者の所得保障に関する能力、勤務先、職種など、大きな違いもあり賃

制度が十分ではないのではないかと考えざるをえません。

制度や施策等の充実については財政面の裏付けも要し、また、年金制度で保障するのか作業所に対する補助金の増額によって保障していくのか若干の見解の相違が出るところとは思いますが、その考えがなければ、いつまでたつても良くはないでしょ。特に作業所の育成、指導等を行つて

（①基準配分者（責任者）の1日当たりの配分金＝月每配分金総額（月毎の収益金十補助金）÷（参加者数十参加者各自のポイント×参加日数×参加日数+……））

（二日当たり一、四〇〇円）

（三七四、七〇〇円）

（二日当たり一、四〇〇円）

（三〇九、三〇〇円）

（二日当たり一、二六〇円）

（三〇九、三〇〇円）

（二七四、七〇〇円）

（二日当たり一、四七〇円）

（六五歳、ポイント0.7）

（二日当たり一、四〇〇円）

（三七四、七〇〇円）

（二日当たり一、四〇〇円）

（三〇九、三〇〇円）

（二六、五〇〇円）

（二日当たり一、四一〇円）

（三六歳、ポイント0.2）

## 学童保育運動の広がり

筑後市社協  
中山 陽一

# 特集 学童保育所の現状と課題

三年間の取り組みで  
実った学童保育

学校から帰つても家に  
はだれもいない……小学校  
に上がつた幼い子どもは、  
がらんとした家の中で、一  
人ぼつねんと留守番をして  
いる……。

「子供を預かってくれる  
ところはないでしょうか。」

学校低学年児の放課後生活  
の実態を探ろうと、『子ども  
の生活実態調査』を市内  
五つの小学校(都市部三校、  
農村部二校)で実施。その  
結果、小学校低学年児の放

共働き家庭からのこんな問  
い合わせが、数年前から時  
折社協の事務局に入るよう  
になつてきました。

社協では、すでに一九六  
六年(昭和四一年)から筑  
後児童館での学童保育を市  
から委託を受け実施してい  
ましたが、他校区からのこ  
うした問い合わせに、何等  
かの対応が必要であること  
を実感しました。

そこで、一九八七年、小  
さな会議で、『親の立場上  
はだれもいない……小学校  
に上がつた幼い子どもは、  
がらんとした家の中で、一  
人ぼつねんと留守番をして  
いる……』。

そこで、翌年、第二回目  
の実践では、二四  
人の入所があり、生き生き  
とした学童保育活動を進め  
ました。しかし、①、②の  
目的では一応の成果をおさ  
めましたが、③の親の自立  
的な運動化を果たすまでに  
は至らずに終わつてしま  
ました。

そこで、一九八八年、小  
さな会議で、『親の立場上  
はだれもいない……小学校  
に上がつた幼い子どもは、  
がらんとした家の中で、一  
人ぼつねんと留守番をして  
いる……』。

そこで、翌年、第二回目  
の実践では、③の親の会の  
実践では、③の親の会の

署名活動、そして請願書提  
出に至る取り組みでは、親  
の会を頻繁に開き、夜中一  
二時を過ぎることがしばし  
ばという状況でした。家に  
帰つてもカギがかかつて入  
れないと、夫婦喧嘩があ  
つたりと大変でしたが、お  
陰で親同志のつながりはし  
っかりとなり、また、男親  
の参加もみられるようにな  
りました。

九月議会への請願書は採  
択となり、翌一九九〇年度  
に市初めての学童保育事業  
への補助事業がスタートす  
ることとなりました。

親の立ち上がりで学  
童保育がスタート

しかし、問題は、始まつ

てから生活に大きな不安があ  
ることや、子どもの遊び場  
確保の問題、交通事故への  
悩みなどが大きいことが分  
かりました。

社協では、学童保育の設  
置について、その希望数が  
一番多かつた羽犬塚校区を  
対象に、夏休みだけの試験  
的な学童保育所を開設しま  
した。開設の大きな目的と  
しては、①実際に学童保育  
を実施してどれほどの入所  
申し込みがあるか、という  
ことと、②学童保育必要に  
対する実際のサービス提供、  
それに、③親の自立的な運  
動取り組みの糸口づくりが  
ありました。一九八八年、  
第一回目の実践では、二四  
人の入所があり、生き生き  
とした学童保育活動を進め  
ました。しかし、①、②の  
目的では一応の成果をおさ  
めましたが、③の親の自立  
的な運動化を果たすまでに  
は至らずに終わつてしま  
ました。

それでも、四月開設の目  
的を達成、今年度の入所は、  
児童四一人と過去最高とな  
りました。若い保母経験者  
の二人の指導員のもと、子  
供たちとのにぎやかな活動  
が現在まで進められています。  
その後、六月議会には、  
①学童保育専用の保育室確  
保のための運動、②指導員  
の身分保障のための運動へ  
と課題を設定して、請願書

自立化を重点に、親との関  
わりや、親の会の取り組み  
を重視しました。

その結果、自立的な親の  
会の取り組みが見られるよ  
うになり、夏休み終了後、  
すぐに市議会に対する請願  
運動へととりかかりました。  
紹介議員への協力要請、

親の会では、今年四月の  
学童保育事業の開設に、①  
会場探し②指導員探し③実  
践のための諸規定・規約・  
書類づくり④財政計画⑤備  
品の調達……と何から何ま  
で一切を準備することとな  
りました。

たばかり。市の学童保育事  
業への補助事業は、①あく  
までも地域の自主的な取り  
組みへの助成制度であるこ  
と。②補助額は、一ヵ所一  
七万円という少額補助、  
それは親の期待を半分満足  
させるものでしかありません  
でした。

を提出、それが継続審議となる中、今度は九月議会に向かって陳情活動を展開することとしています。(とにかく保育室が狭く、しかも夏は暑く冬は寒いという鉄板のプレハブが現在の保育室ですので、何としてもどうにかしなければという共通の思いがあります)

### 他校区に広がる 学童保育運動

さて、このようにして筑後市の一つの校区における学童保育運動が進んできましたが、この動きは、親から親へ伝わる形で情報がいき、他の校区においてもなんとかならないものかと問い合わせが出てくることになりました。

当初都市部の校区として「子どもの生活実態調査」を実施した筑後北、松原という校区において親の動きがあり、今年の初めからこの二つの校区についての運動にも協力していくこととなりました。夏休みの実験

に新年度(一九九〇年度)の予算が決定しており、とりあえずこの補正予算編成の運動から始まりました。六月議会に学童保育実施の請願書を両校区とともに提出、しかし継続審議となつてしましました。(この議会には、羽犬塚校区と合わせ三校区から学童保育関係の請願書が提出となつたわけです)

そのため、市社協として両校区の運動を支援することと資金的な援助をすることと費用をもとに、夏休みの計画を進めていきました。

行政や議員、学校や社協相談、実施までの計画づくり、会場設定から備品の調

的な学童保育実施を目指にして、手始めは何人かの協力者を集めることから始め、学校や行政への協力要請、会場探しなどを始めていきました。

なにしろこの時点ですでに新年度(一九九〇年度)の予算が決定しており、とりあえずこの補正予算編成の運動から始まりました。

七月一日の夏休みのスタート。学童保育所の二校区における開所式は、ここまで努力してきた親たちの一応の到着点として結実しました。

夏休みのそれぞれの学童保育の実践は、それぞれの校区の取り組みを反映して特色のある活動が展開されました。

## 学童保育 「ちびっこ村」

苅田町社協  
岩田 孝秀

ちびっこ村も今年で第5回となり、町内においても少しずつですが学童保育の事業(共同募金配分事業)を知つていただける様になつています。

終わり、親の会代表の「夏休みの学童保育はこれまで終りましたが、私たちの学童保育づくりの運動はこれからです」とあいさつされ增加というものが現状です。

苅田町の学童保育は、毎年8月1日~30日(日曜と30分より午後5時まで、対象児童は、母子、父子、両親のいない家庭と共働きの家庭で、小学1年生から3年生まで、児童の募集定員

は45名、参加費三千円(ただし、おやつ代)として預っています。

指導員は大学生2名とし、日額四千円のアルバイトで採用しています。

この事業の二年度予算是、共同募金より四十万円を計上し、半分は人件費となります。

募集児童の対象は、当初母子、父子、両親のいない家庭の児童ということでしたが、あまりにも応募が少なかつたので、共働きの家庭を含めスタートとなつたのですが、今年は児童全体で母子家庭が2名、残り全員が共働きの家庭となつてあります。

学童保育の運営については、苅田町社協は幸い総合福祉会館内に事務所を置いていますので、部屋については心配する事もなく、また町の中型バスを委託管理していますので、室内での学習、体育館での体育或いは、バスを使っての屋外学習と多種多様の思い出作り

を行っています。

保険については、全社協のボランティア保険と、普通傷害保険の二つに加入しています。ボランティアの保険については、社協が保険費として出費し、傷害保険は保険料（三千四百五十円）として児童の保護者に負担をお願いしています。

事業を行う中で、保護者、母子会等にアンケートをお願いしたところ、①実施期間が短期である。②定員を増員してほしい。③保育時間の延長などの回答が多く、中には夏休みに限らず一年間を通して学童保育を行ってほしいとの声もありました。

このアンケートは確かに、今後の学童保育の大きな課題であり、一つずつ解決して行かなければならぬと思います。

毎年9月には、ちびっこ村の写真展を行い、希望者には焼増しをしています。

今年も、大きなケガ、病気もなく、無事学童保育が

終わりました。今後もよりよい学童保育を行うと共に、共同募金活動を少しでも多くの方に理解していただきたいと思います。

## もっと自由な 学童保育を

水巻町社協

藤田 昌俊

水巻町の「学童保育クラブ」は、町行政の事業で、町内に1ヵ所、既存の施設を利用し、今年施行3年目になります。

この3年の間に、保育クラブの立場と行政の立場とではお互いの想いが異なってきたようです。そこで指揮員の方にお話しを伺いました。

●行政の学童保育クラブで出でてきているのでは：行政としては、放課後の

学童をただ見ておけば良いのでは、まずは1ヵ所からと言った感じで始めたようですが、指導委員の立場としては、学童クラブを、各校区ごとに一ヵ所ずつ設置して、外で遊べる場所（運動場）も確保（現在、ゲリラ的に団地の公園を使っています）して欲しいと思います。

●町の南部に2つめのクラブができるようですが、それに対してご意見は：

◇次にできるクラブは、開始予定が伸びているのですが、次のクラブができた時点で、行政としては民間委託に切り替えるという話がでています。厚生省の方では、制度化を進めているようですが、町も行政として始めた以上は、指導委員の身分保障（現在嘱託）についても考えて欲しい。

を考えて実行しています。その中で、ひとりひとりに護の必要性は日と共に強まり私達主婦に迫ってきていました。そしてその私達もいつかはまた、要介護の老人となっていくのです。私達はこの事実に対応できる知識と力量を身につけていくべき、もっと自由に活動できるよう行政にも考えて欲しいですね。

## 住民福祉講座 を開講して

夜須町社協

金子 三男

夜須町社協では迫り来る高齢化社会に備えて、町内で最大の組織力と動員力を持つ婦人会や老人クラブと連携した福祉講座を計画的に開設し、老人の在宅福祉の推進につなげたいと試行してきた。

夜須町婦人会は、平成元年度の婦人学級開設の趣意書に「高齢化社会の到来に

より老人に対する日常的介護の必要性は日と共に強まり私達主婦に迫ってきていました。そしてその私達もいつかはまた、要介護の老人となっていくのです。私達はこの事実に対応できる知識と力量を身につけていく必要があります。そしてその私達もいつかはまた、要介護の老人となっていくのです。私達はこの事実に対応できる知識と力量を身につけていくのでしょうか。婦人会では本年度も老人の介護や体力について学習し『我が家の老人は我が家のが介護』の力量を全会員が身につけたいとの思いから婦人学級を開設しました。……略」と、うたい年間十回の講座への参加を呼びかけている。講座は三十名の学級生で開設することになったが、テーマによっては全会員と老人クラブに参加を呼びかけて、婦人会、老人クラブ、婦人学級、合同の研修形態を開設することになったが、テーマによっては全会員と老人クラブに参加を呼びかけて、婦人会、老人クラブ、婦人学級、合同の研修形態を開設することになったが、

ことができた。

しかし学習内容を全会員のものとする拡がりと、学習の生きた実践の一つである愛のネットワーク活動への高まりは、まだまだ今後の課題として残っている。

## 在宅福祉サービスの充実を

黒木町社協  
久保 秀史

老人問題は今や社会問題として新聞、テレビ等で多く取り上げられているが、本町においてもその対応は緊迫したものとなっている。本町における高齢化率は全国平均と対比してみると問題にならないほどの早さで進み、現在では一七・二%、平成三十三年のピーク時には三〇%を超えることが予想され、その中の独居老人や寝たきり老人も高齢化に比例して増加の傾向にあり、農村地域の高齢化問題

は深刻なものとなっている。

黒木町社協ではその長寿社会に対応するため在宅福祉に力を入れ、独居老人の集い・独居老人家庭訪問・寝たきり老人見舞い・寝たきり老人介護者研修・入浴サービス等様々な事業に取り組んでいるところである。

入浴サービスについては、当初移動入浴車ということで計画を行つてきただが、実施にあたるためには、職員の採用、手当の問題、地理的問題等が多分にあり、結局地理的な問題はあつたものの星野村の特別養護老人ホーム「星寿園」へ委託するということで、四月より始めることになった。

当初、希望者一名で始めた入浴サービスも現在では二名となり、希望者はあとをたたずその必要性を今更ながら痛感している。又、八月に行つてある寝たきり老人介護者研修も今年で八回目となり、毎年様々なテーマで研修を行つてあるが、今回は、日本赤

十字社福岡支部の職員の方をおまねきし、「家庭における救急法」をテーマに、蘇生法・救急法・家庭看護法についてお話をしていただけ、気道確保・人工呼吸・心臓マッサージの実技を介護者自ら、介護する側、される側になり行つた。

その参加者も初めは少人数であつたが、寝たきり老人見舞い、入浴サービスを始めるともなつて多くなり、介護者や家族の方も社協というものを徐々に理解し、職員とも相談ごとや心配ごとを気軽に話していくだけるようになり、様々なニーズも生の声で聞くことができるようになつた。

その様々な生の声を聞きながら、サービスを受ける本人が本当に幸せになるよう、家族の中の一人といふことを念頭におき、家族の在宅介護を手助けしながら、今後、本来の家庭と家族のネットワークの必要性を訴えてきた。この問題についての婦人層の関心は意外に高く、地域での学習会には

## 本音は “お先真つ暗”

前原町社協  
中村 良隆

早いもので「社協主導型」のネットワークづくりを始めた三年目を迎えた。他市町村の事例を参考に、町内各校区に推進委員会を組織。行政区長会や婦人会、老人クラブなども運動に取り込んだ。七十二の行政区すべてに福祉委員を選出し、それでも、研修会も数回開催した。

この間、民生委員さんたちは「ハッパ」をかけながら、校区（場合によつては行政区）での福祉懇談会を三十数回にわたつて開催。

だが、組織ばかりで実体が伴わないのである。実際の支援活動の例が、少なくとも私の耳には聞こえてこないのだ。

「進め方」が間違つてたのだろうか。ときどき不安になる。とつかりとして「安否の確認と緊急時の

何度となく呼ばれて、話をする機会を与えてもらつた。こう書くと、いかにもこの運動が順調に運んでいるように思えるが、現実はそう甘くない。実はさっぱりなのである。

確かに、各校区ごとの推進委員会は年に二、三回開かれ、要援護者（わが町の場合は、とりあえず一人暮らし老人にしほつている）のリストをつくり、要援護者に対する二、三人ずつの協力者づくりなどは一応形ができた。校区によつては行政区で取り組み、隣組や老人クラブから「福祉補助員」なるものを組織し「キメの細かい活動」をめざしているところもある。

何度となく呼ばれて、話を

連絡体制づくり」を地域住民に呼びかけた。次にそれなりの地域で要援護者のリストをつくり、支援体制づくりを組んでもらった。マニュアルどおり、進め方には問題はないと思っていた。  
だが、そうとばかりもいえないのである。一つは在宅の一人暮らし老人に「要援護者」といえばそれまで（実際はそのつもり）だが、住民の方がこれら「元気老人」に対する支援体制づくりに積極的になれないでいること。  
二つ目には「地域の特性」が予想以上のカベになつていることだ。いわゆる農村部では、消極的であつても、それなりに活動の基盤が整つている。だが、人口の流入が続く校区では、組織だけで、この運動に対する理解は得られても、活動に結びつかないことがある。

もちろん、運動を通じて、このネットワークづくりに過度の期待が禁物であることはわかった。そんな中で、活動のねらいを“対象者の自立した生活”にまで深めることは当然であろう。

だが、運動をすすめる社協、民生委員にどれだけの遂行能力があるのか。それでなくとも社協は忙しい。また、地域住民にこの問題を真剣に受け止めてくれる土壤をつくり上げるまで、あとどれだけの努力と期間が必要なのだろうか。そんな状況の中でのネットワークづくりである。そう考えると“お先真つ暗”というのが本音である。



## 新人紹介

佐々木文江



一年を振り返つて

もとよりアーティスト



編集後記

は当年とつて三十歳。  
よろしくご指導の程お願  
い致します。最後に一句  
今年こそは  
今年こそはで年目  
やつぱり今年こそは  
……やせたいなあ

A simple line drawing of a traditional Indian oil lamp (diya). It features a rounded base with a decorative band, a long neck, and a flared top where a wick is visible.